

第7次奈良県保健医療計画の策定について

1. 趣旨

都道府県が、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即して策定（医療法第30条の4第1項）

2. 医療計画における記載事項（医療法第30条の4第2項）

- ・ 5疾病5事業(※)に係る医療体制
- ・ 地域医療構想に関する事項
- ・ 医療圏の設定
- ・ 居宅等における医療
- ・ 医療従事者の確保
- ・ 基準病床数 等

※5疾病5事業→5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

3. 計画期間

平成30年度～平成35年度（6年間）

4. 策定に係る手続

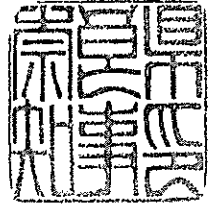
- ・ 医療審議会への諮問・答申
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等への意見聴取
- ・ 市町村、保険者協議会への意見聴取
- ・ 国への提出・公示

時期	医療審議会	計画策定スケジュール	
平成29年2月	医療計画作成指針検討状況 等		
3月		医療計画作成指針（国）	
4月		保健医療の現状、分野別の現状と課題把握	
5月		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 計画の基本的事項、医療圏の設定、基準病床数の検討、関連計画との調整 等 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 各分野別の検討会の開催 分野別の計画素案の作成 </div> </div>	
6月			
7月			
8月			
9月			
10月		11/20 60回医療審議会 基準病床、医療機能の分化連携、各分野における検討状況 等	奈良県保健医療計画素案の作成
11月			
12月			
平成30年1月	2/26 61回医療審議会 保健医療計画（案）の諮問	パブリックコメント、関係団体からの意見聴取	
2月			
3月		議会報告	

地医第 4 1 4 号
平成30年2月23日

奈良県医療審議会会長 様

奈良県知事 荒井 正吾



奈良県保健医療計画の変更について

このことについて、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第15項の規定に基づき貴殿の意見を求めます。